

論文審査の結果の要旨

氏名：安藤 貴世

博士の専攻の名称：博士（国際関係）

論文題名：国際テロリズムに対する法的規制の構造

—テロリズム防止関連諸条約における裁判管轄権の検討—

審査委員：（主査） 教授 黒川 祐次
（副査） 任期制教授 山崎 陽久
明治大学法科大学院専任教授 奥脇 直也

1. 本論文の目的および意義

国際テロリズムは21世紀国際社会の直面するもっとも厄介で重大な脅威である。これに対応する一つの手段は国際法による法的な規制であるが、さまざまな原因から、今日まで国際テロリズムの定義および国際的に統一的なテロリズム規正法は確立していない。国際社会はこれまでに、テロリズムの犯罪類型ごとに個別に多数国間条約を作成するという手法によりテロリズムに対する法的規制を試みてきた。こうした多数国間条約は国連等の国際機関により作成され、現在までにその数は13を数える（以下、13の条約を「テロ関連諸条約」と称する）。そして、現在、容疑者に対して直接的利害関係国に裁判権を認め、さらに容疑者が自国に所在する国が直接的利害関係国に容疑者を引き渡さない場合、自国の裁判所に訴追する義務を課するという「引き渡すか訴追するか」の原則が確立しているが、これは条約の締結の積み重ねにより形成されてきたものである。

本論文は、何ゆえ一般的法規の制定が困難であるかの原因を究明し、他方、現実的対応として国際社会が個別的多数国間条約を順次締結し、国際的テロリズムに対する法的規制とくに裁判管轄権の確立に努めてきたかの経緯を詳細な資料にもとづき明らかにしている。

本論文は、テロリズム関連条約の中でも、「引き渡すか訴追するか」原則の確立に重要な役割を果たした航空機不法奪取防止条約（以下「ハーグ条約」）、国家代表等に対する犯罪防止処罰条約（以下「国家代表等犯罪防止処罰条約」）、人質行為防止条約（以下「人質防止条約」）の3条約を取り上げ、先行研究を十分踏まえた上で、豊富な一次資料、議事録、コメンタリー等を丹念に渉猟して、同原則が確立された経緯を明らかにしている。本論文は、これによって国際テロリズムに関する裁判管轄権の法的構造を明確化することに貢献している。まとめとして保護法益の分析と管轄権の関連性につき考察を加えている。

2. 本論文の構成

本論文は、序章、第1～4章、終章により構成される。

序章では、本論文の射程および構成を示し、さらに国際テロリズムの法的規制に関する先行研究について整理している。ここでは裁判管轄権に関する国際法の諸原則である「属地主義」、「積極的属人主義」、「保護主義」、「普遍主義」を概観し、裁判管轄権に関する諸原則が整理されている。

第1章では、議論の前提として、国際テロリズムの法的規制の歴史と現状を扱っている。国際連盟および国連におけるテロリズムの法的規制について概観するとともに、13のテロ関連諸条約が紹介され、その共通する特徴が述べられる。

第2章では、一連のテロ関連諸条約において二元的構造に基づく裁判管轄権および「引き渡すか訴追するか」原則を最初に設定した条約であるハーグ条約が取り上げられ、同原則の成立経緯が明らかにされる。

第3章では、国家代表等犯罪防止処罰条約が検討される。本条約では、草案の段階で想定されていたすべての締約国に対し等しく裁判管轄権を付与する「絶対的」普遍的管轄権が最終的にはハーグ条約と同じく二元的構造を有する裁判管轄権へと修正されるに至った経緯が明らかにされる。

第4章では、人質防止条約が検討される。本条約では裁判管轄権の設定が義務付けられる直接利害関係国の範囲が、被強要国、犯人たる無国籍者の居住国、さらに被害者国籍国へ拡大されたが、本章ではその起草経緯が明らかにされる。

終章では、結語として、上記の分析・検証を踏まえ、本論文で取り上げた3条約における裁判管轄権の成

立・拡大過程を総括する。さらにこれらの裁判管轄権が容疑者の処罰を確保するという条約起草者の意志と、各国による条約の受容可能性というバランスの上に成り立つものであること、各条約の裁判管轄権の設定において常に普遍的管轄権の導入の可否が議論となっていることなどを導き出すとともに、条約の保護法益と裁判管轄権の構造との関係についても併せ指摘している。

3. 所見

本論文は、テロ関連諸条約における裁判権設定義務を負う国に関する規定ぶり、とくに現に容疑者の所在する国がこれら裁判権設定義務を負う国に引き渡さない場合に容疑者を訴追する義務の規定に着目して、多様なテロ行為の国際犯罪化において、基本的に同一の裁判管轄権規定が採用されるようになる経緯をそれら条約の起草過程における議論を詳細に辿ることによって跡付けようとしたものである。本論文では、こうした裁判管轄権に関する規定の原型となったハーグ条約、国家代表等犯罪防止処罰条約、人質防止条約をとくに取り上げて、いかなる考慮要因がそうした提案の背後にあり、またそれにもかかわらずそれら提案が諸国の受け容れるところとならずにハーグ条約の規定ぶりに戻されていったかが詳細に検討されている。

本論文は、20世紀後半期以後、急速かつもつとも先端的に展開してきた国際刑事法の発展を、テロ関連諸条約における裁判権設定の経緯をその起草過程に遡ることによって跡付け、今後の国際刑事法のさらなる発展を展望しようとしたものである。国家主権の最も重要な要素の一つである刑罰権に関して、国家が犯罪処罰のための国際協力の枠組みに合意できたことは、国際法がそれ以前のものとは異なる構造へと変動してきていることを象徴しているものであり、国際社会、国家、犯罪者たる個人の相互の関係性を再構築することを国際法学にもまた国内実定法学にも求めている。とりわけ本論文の中核をなす普遍的管轄権に関する諸国の対応や学説の対立は、最近の欧州における「不処罰不許容の文化」(culture of impunity)を背景とした人道に反する犯罪に対する普遍的管轄権を定める国内立法、およびこれに基づく国際逮捕状の請求の問題として、あるいは国際刑事裁判所の創設とその実施としての対象犯罪容疑者の訴追と身柄の引き渡し、その後の再検討会議での侵略犯罪の具体化など、大きく変化しつつあり、その意味で本研究は誠に時宜を得たものといえる。

本論文のもう一つの特徴は、従来この問題に関する論文の多くが、テロ関連諸条約のいずれか特定のものについて個別的にその起草過程が検討され、あるいはその特質が議論されていたのに対して、裁判権の設定方式についてのさまざまな起草過程における提案を踏まえつつ、結局は採択されなかった提案を含めて、各条約における裁判権設定義務国の選別、普遍的管轄権の構造、国ごとに異なる犯罪人引渡制度との関連などの観点から、それら諸条約に共通しあるいはそれらを通底する管轄権についての諸国の合意の範囲が、どのように設定されあるいはいかなる考慮から限定されてきたかを明らかにしようとした点にある。こうした検討は今後の国際刑事法の進展に示唆を与えるものである。

もつとも、本論文の記述に突っ込みが不十分あるいは説明が不足していると思われる部分もある。

たとえば、普遍主義とか普遍的管轄権への国家の合意を支える国際法構造が持つ多様性の問題がある。本論文の中で、幾度か海賊における伝統的な普遍主義が比較の対象とされているが、海賊における国際法上の執行管轄権における普遍主義と国内海賊処罰法制上の普遍的管轄権の関連、あるいはそれとテロ関連諸条約の普遍的管轄権とがどう論理内在的に繋がるのかなどはもっと突っ込んで説明がなされるべきであった。

また、いわゆるテロ犯罪に関して、完全な普遍的管轄権の主張が受け入れられなかったことと、ジェノサイド条約において一方で伝統的な属地主義管轄のみが採用されたものの、他方でこれに加えて国際刑事裁判所が構想され、またそれが冷戦後において実現されたこととをどのように区別するか、あるいはそこに国際刑事法の次の段階を展望する機軸を見出しうるかという点も、本論文の課題設定から見れば、それぞれの条約枠組が構想・提案された時代の政治的背景を含めて、より深く説明されてよかつたと思われる。その点が尽くされていれば本論文は一層説得力があつたと思われる。

ただしこれらの指摘は、今後、論者がさらに研鑽を積んでいくことを期待してのものであつて、本論文の価値を些かも貶めるものではない。

よつて本論文は、博士(国際関係)の学位を授与されるに値するものと認められる。

以上

平成26年3月13日